
平成25年第1回泉南市議会定例会 議会議案書

議 案 一 覧 表

(平成25年2月28日提出)

議 案	件 名	委員会名	ページ
委員会提出 議案第1号	泉南市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	議会運営委員会	1
委員会提出 議案第2号	泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	議会運営委員会	7
委員会提出 議案第3号	泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	議会運営委員会	11

委員会提出議案第1号

泉南市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

泉南市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成25年2月28日提出

議会運営委員会委員長 堀口 武視

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、議会運営の充実に関する条項について、本会議規則において所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

泉南市議会会議規則の一部を改正する議会規則

泉南市議会会議規則（昭和45年泉南市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第1章 会議

第1節 総則（第1条—第13条）

第2節 議案及び動議（第14条—第19条）

第3節 議事日程（第20条—第24条）

第4節 選挙（第25条—第33条）

第5節 議事（第34条—第47条）

第6節 秘密会（第48条・第49条）

第7節 発言（第50条—第66条）

第8節 表決（第67条—第84条）

第9節 公聴会、参考人（第78条—第84条）

第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

第1節 総則（第90条—第94条）

第2節 審査（第95条—第111条）

第3節 秘密会（第112条・第113条）

第4節 発言（第114条—第125条）

第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）

第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）

第5章 規律（第151条—第159条）

第6章 懲罰（第160条—第165条）

第7章 議員の派遣（第166条）

第8章 補則（第167条）

附則

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第160条を第167条とする。

第7章中第159条を第166条とする。

第6章中第158条を第165条とし、第154条から第157条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条第2項ただし書中「第106条第2項」を「第113条第2項」に改め、同条を第160条とする。

第5章中第152条を第159条とし、第144条から第151条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第143条を第150条とし、第139条から第142条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第138条を第145条とし、第132条から第137条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第131条を第138条とし、第121条から第130条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とする。

第2章第4節中第118条を第125条とし、第107条から第117条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とする。

第2章第2節中第104条を第111条とし、第99条から第103条までを7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第105条とし、第97条を第104条とし、第88条から第96条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第78条から第81条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第8節中第77条の次に次の7条を加える。

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び事件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その事件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第 2 号

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

議会運営委員会委員長 堀口 武視

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）が平成 2 4 年 9 月 5 日に公布されたことに伴い、委員会運営の充実に関する条項について、本委員会条例において所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例

泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）」に改め、同条の表厚生文教常任委員会の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表厚生文教常任委員会の項中第4号を削り、第5号を第4号とする改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

委員会提出議案第 3 号

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

議会運営委員会委員長 堀口 武視

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）が平成 2 4 年 9 月 5 日に公布されたことに伴い、政務活動費の交付に関する条例について、所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例

泉南市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年泉南市条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、泉南市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、泉南市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付方法）

第3条 政務活動費は、年度ごとに、月額50,000円の割合で算定した額とする。

2 政務活動費は、毎年度4月1日に在職する議員に対し、当該年度の最初の月に当該年度に属する月数分を交付する。ただし、当該年度の中途において議員の任期が満了する場合には、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の中途において新たに議員になった者に対しては、議員になった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）に、議員になった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）以降の月数分の政務活動費を交付する。

（議員でなくなった場合の政務活動費の返還）

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が辞職、失職、除名若しくは議会の解散又は死亡により当該交付を受けた年度の中
途において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）
以降の月数分の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題
及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活
動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 私的な経費
- (2) 交際費的な経費
- (3) 党費その他政党活動に関する経費
- (4) 選挙運動に関する経費
- (5) 議員以外の者の市政に関する調査研究に関する経費

（交付の手續等）

第6条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、当該年度の政務活動費について、市長に交付の申請をしなければなら
ない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該年度の政務活動費について交付の決定をするものとする。

3 議員は、交付の決定を受けた後政務活動費の交付を受けようとするときは、市長に交付の請求をしなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告

書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還命令）

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

2 市長は、第7条第2項及び第3項に定める提出期限までに、収支報告書が提出されない場合は、交付した月数分の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

（情報の公開）

第11条 議長は、泉南市情報公開条例（平成11年条例第17号）の定めるところにより、積極的にその情報を公開するものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に泉南市政務調査費の交付に関する条例（平成13年泉南市条例第9号）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費